

平成 29 年度 第 1 回野田市国民健康保険運営協議会資料

(平成 29 年 5 月 24 日開催)

野 田 市

議題（1）「会長の選出について」

議題（２）「野田市国民健康保険税条例の一部改正について」
（報告）関係資料

野田市条例第 22 号

野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

野田市国民健康保険税条例（昭和 43 年野田市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 号中「26 万 5,000 円」を「27 万円」に改め、同条第 3 号中「48 万円」を「49 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の野田市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

参考資料

野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市国民健康保険税条例（昭和43年野田市条例第26号）

改 正 案	現 行
(国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～エ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～エ (略)	(国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～エ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>48万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～エ (略)

専決処分の内容

国民健康保険税の専決処分について

① 軽減の拡大

・ 5 割軽減

所得基準額：現 行「33 万円 + 26.5 万円×（被保険者数）」

↓

改正後「33 万円 + 27 万円×（被保険者数）」

※参考：3 人世帯で給与収入の場合 約 186 万円⇒188 万円

・ 2 割軽減

所得基準額：現 行「33 万円 + 48 万円×（被保険者数）」

↓

改正後「33 万円 + 49 万円×（被保険者数）」

※参考：3 人世帯で給与収入の場合 約 278 万円⇒282 万円

※ 7 割軽減に変更はありません。

議題（３）－１「国民健康保険税から料への改正」について

(3) - 1 国民健康保険税から料への改正について

①これまでの経緯（国の考え方）

- 昭和13年 国民健康保険制度が創設。（保険料方式で始まる）
- 昭和26年 国保税が創設される。（目的税方式で賦課徴収できるよう地方税法で規定）
- 昭和46年 国保税を存置させる特段の必要性がなく、標準保険料制度創設にあたり、廃止するのが妥当
（「国民健康保険の基本問題に関する懇談会報告」S46.12.19）
- 昭和62年 原則、国保税を廃止し、全国一律の標準保険料を設置するよう検討すべき。
（「国保問題懇談会報告」S62.12.9）
- 平成7年 市町村の事務処理体制への影響等にも十分配慮しつつ、保険料への移行に向けて今後具体的な検討を行っていくことが適当である。
（「医療保険審議会国民健康保険部会」H6.12.9）
- 平成8年 保険料と保険税の関係を整理し、市町村事務処理体制に十分配慮しつつ、保険料への移行に向けて検討を急ぐことが必要。（「建議書」H8.12.8）
- 平成11年 各保険者の主体的な判断による「保険税」から「保険料」への移行を進めていくとともに、制度的な「保険料」への移行を義務付けることは、保険者である地方公共団体の意見を踏まえ進めていく。
（「国民健康保険税の保険料移行に関する検討会報告」H11.7.14）

②賦課方式の現状

- 保険料方式か保険税、どちらを採用するかは保険者の選択となっている。
規定上は保険料を本則とし、保険税は例外的な扱いとされている。（国保法第76条）
- 実態としては、市町村保険者の大多数が「保険税」を選択している。
- 東葛6市では、保険料採用しているのは4市、保険税を採用しているのは2市である。
野田市は、昭和34年度から保険税を採用

【国民健康保険料（税）の近隣市収納率（H27年度）】

合計 順位	市 名	料・税 の 別	現年分	滞 納 繰越分	合 計	納期 回数	備 考
1	流山市	料	91.74%	38.46%	82.20%	10回	A
2	松戸市	料	91.02%	22.16%	78.22%	10回	
3	鎌ヶ谷市	料	90.65%	23.58%	76.87%	10回	H2年から料
4	我孫子市	*税	91.26%	17.97%	67.47%	10回	
5	柏市	料	89.31%	17.36%	66.27%	10回	旧沼南町分は税
6	野田市	*税	88.71%	20.45%	65.68%	8回	

*税方式を採用している市の収納率が低い

A:流山市の H27 年度滞納繰越分収納率 38.46%は県内 1 位

差押えた財産について積極的に換価（現金化）等を行っているため、滞納繰越分の収納率が高くなっています。

③保険料と保険税の主な相違点

	保 険 料	保 険 税
概略	昭和 13 年国保制度発足当初より創設	昭和 26 年に目的税として創設 (保険税とする方が保険料より徴収成績の向上が期待される。)
根拠法	国保法第 76 条	地方税法第 703 条の 4
徴収権及び還付請求権の消滅時効	2 年 (国保法第 110 条の規定により)	5 年 (地方税法第 18 条及び第 18 条の 3 の規定)
徴収権の優先順位	国税及び地方税に次ぐ。 (地方自治法第 231 条の 3 第 3 項)	原則として、国の徴収金と同順位でありすべての債権または公課に優先する。(地方税法 14 条)
不服申立	都道府県国民健康保険審査会に審査請求 (国保法第 91 条)	市町村長に異議申立て (地方税法第 19 条)

④. 保険料のメリット・デメリット

メリット	デメリット
・社会保険の理念である相互扶助の精神からは、強制力のない保険料の方が理想的。 ・介護保険、後期高齢者医療と整合性が図られる。 ・時効期間が短いため事務処理が煩雑になりにくい。(滞納事務の簡素化が図られ収納率の向上が期待される)	・徴収権が弱い。滞納処分 of 優先順位が国税等に次ぐ順位 ・滞納及び還付請求権が 2 年 (税は 5 年) ・遡及賦課の期限は 2 年 (税は 3 年)

⑥料方式への移行

市民にとって税収が上がるのが、一番負担が減ることになる。

いったん滞納繰越されると、年数の経過に伴い古いものほど徴収困難で徴収事務に費やす時間も多くなり、その分、現年の滞納整理に充てる時間が少なくなってしまいます。

現年重視の徴収をすることにより新たな滞納を生み出さないことが本当の意味の公平、公正な課税であると考えます。また、長年に渡って支払の出来ない世帯の収納意欲の低下を避けるため、広域化に伴い税方式を料方式に移行しようとするものである。

議題（３）－２「保険料の徴収方法」について

（３） - ２ 保険料の徴収方法について

現年重視の徴収をすることにより新たな滞納を生み出さないことが本当の意味の公平、公正な課税であると考え。その考えから被保険者が保険料を納めやすくする方法が重要である。そのためには、保険料を納める回数を増やし１回の保険料を低く抑える（８回から１０回へ）という考えのもと料方式の移行に合わせ保険料徴収回数を１０回（６月～翌年３月）にしようとするものである。

議題（３）－３「資産割の廃止」について

(3) - 3 資産割の廃止について

平成 22 年度に実施した国保税率の見直しにおいて、国民健康保険運営協議会の意見として資産割の廃止がありました。

今回、料方式への移行に合わせ、現在、固定資産税の5%を賦課している資産割についても廃止しようとするもの。

《これまでの経過》

平成 4 年 50%→40%

平成 9 年 40%→30%

平成 19 年 30%→15%（運営協議会の意見→早期廃止）

平成 22 年 15%→ 5%（運営協議会の意見→次回税率見直し時廃止）

【国民健康保険料（税）の近隣市賦課状況（H29 年度）】

	市町村名	医 療			
		所得割（率）	資産割（率）	均等割	平等割
1	松戸市	7.52%		19,500 円	18,000 円
2	野田市	7.16%	5.00%	26,200 円	25,000 円
3	柏市	6.06%		24,200 円	12,240 円
4	流山市	7.30%		19,200 円	15,600 円
5	我孫子市	7.25%		18,000 円	18,600 円
6	鎌ヶ谷市	7.20%		15,600 円	21,600 円

議題（４）「平成２９年度の国民健康保険運営協議会開催スケジュール等
について」関係資料

●平成29年度 運営協議会スケジュール（案）

	議 題	市の動き
5月24日	会長及び会長職務代行者の選出	
(第1回)	国民健康保険税条例の一部改正（報告） 国民健康保険税から料への改正（説明・意見聴取・決定） 運営協議会開催スケジュール	
6月		
7月	保険料率の改正（説明・意見聴取）	
(第2回)		
8月	平成28年度決算状況報告	
(第3回)	保険料率の改正（説明・意見聴取）	
9月	保険料率の改正（説明・意見聴取）	
(第4回)		
10月	国民健康保険条例案の提示（税から料へ・保険料率） 第3期特定健康診査等実施計画（案）の提示 第2期データヘルス計画（案）の提示 ※意見聴取	
11月		
12月		
1月	条例案の承認（税から料へ・保険料率） 第3期特定健康診査等実施計画 第2期データヘルス計画 ※取りまとめ	（条例改正） パブリックコメント （特定健診・データヘルス計画） パブリックコメント
(第6回)		
2月	予算状況報告	
(第7回)	料率審議・決定	料率決定 （議会） 条例改正
3月		